

介護保険サービスの動向に関する資料

サービス種類別に見た費用額累計(平成19年度)

介護予防サービス

	平成19年度 費用額・累計 (単位:百万円)	費用額累計(予防 サービス+介護 サービス)に占める 割合
総数	341 473	5.28%
介護予防居宅サービス	302 504	4.67%
訪問通所	274 931	4.25%
介護予防訪問介護	87 337	1.35%
介護予防訪問入浴介護	151	0.00%
介護予防訪問看護	6 715	0.10%
介護予防訪問リハビリテーション	1 392	0.02%
介護予防通所介護	119 854	1.85%
介護予防通所リハビリテーション	52 265	0.81%
介護予防福祉用具貸与	7 216	0.11%
短期入所	3 754	0.06%
介護予防短期入所生活介護	3 015	0.05%
介護予防短期入所療養介護(老健)	689	0.01%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	50	0.00%
介護予防居宅療養管理指導	1 838	0.03%
介護予防特定施設入居者生活介護	21 982	0.34%
介護予防支援	34 980	0.54%
介護予防地域密着型サービス	3 989	0.06%
介護予防認知症対応型通所介護	360	0.01%
介護予防小規模多機能型居宅介護	1 074	0.02%
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	2 554	0.04%
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	1	0.00%

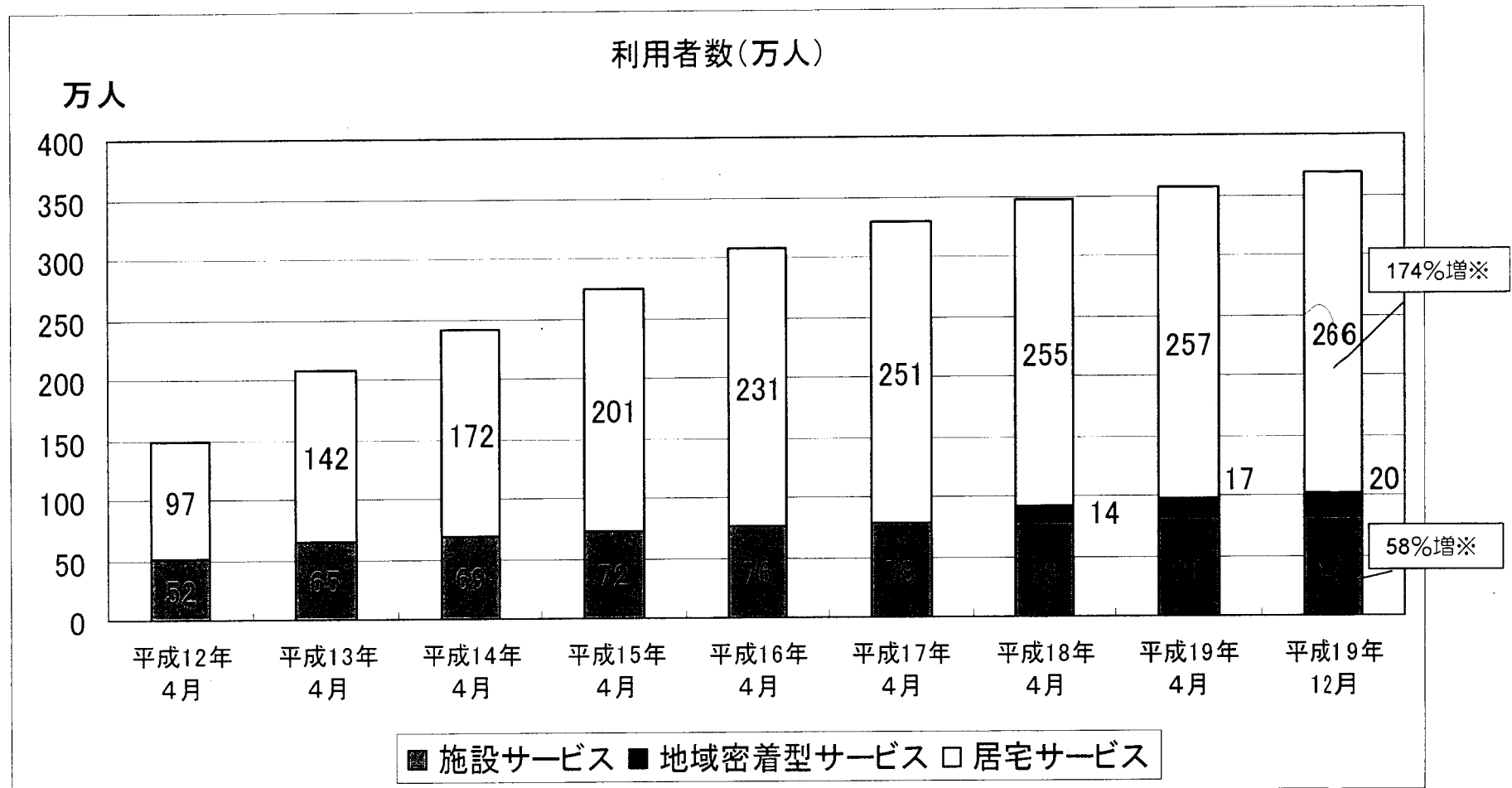
介護サービス

	平成19年度 費用額・累計 (単位:百万円)	費用額累計(予防 サービス+介護 サービス)に占める 割合
総数	6 131 378	94.72%
居宅サービス	2 551 690	39.42%
訪問通所	2 015 449	31.14%
訪問介護	591 642	9.14%
訪問入浴介護	53 511	0.83%
訪問看護	119 924	1.85%
訪問リハビリテーション	12 574	0.19%
通所介護	759 391	11.73%
通所リハビリテーション	323 160	4.99%
福祉用具貸与	155 246	2.40%
短期入所	308 762	4.77%
短期入所生活介護	253 934	3.92%
短期入所療養介護(老健)	49 082	0.76%
短期入所療養介護(病院等)	5 746	0.09%
居宅療養管理指導	27 222	0.42%
特定施設入居者生活介護	200 256	3.09%
居宅介護支援	248 509	3.84%
地域密着型サービス	501 269	7.74%
夜間対応型訪問介護	357	0.01%
認知症対応型通所介護	56 864	0.88%
小規模多機能型居宅介護	28 399	0.44%
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	406 614	6.28%
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	137	0.00%
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 196	0.03%
地域密着型介護老人福祉施設サービス	6 701	0.10%
施設サービス	2 829 911	43.72%
介護福祉施設サービス	1 293 753	19.99%
介護保健施設サービス	1 017 705	15.72%
介護療養施設サービス	518 453	8.01%

(出典)平成19年度介護給付費実態調査結果(厚生労働省統計情報部)

介護保険の利用者数及び保険給付費の推移

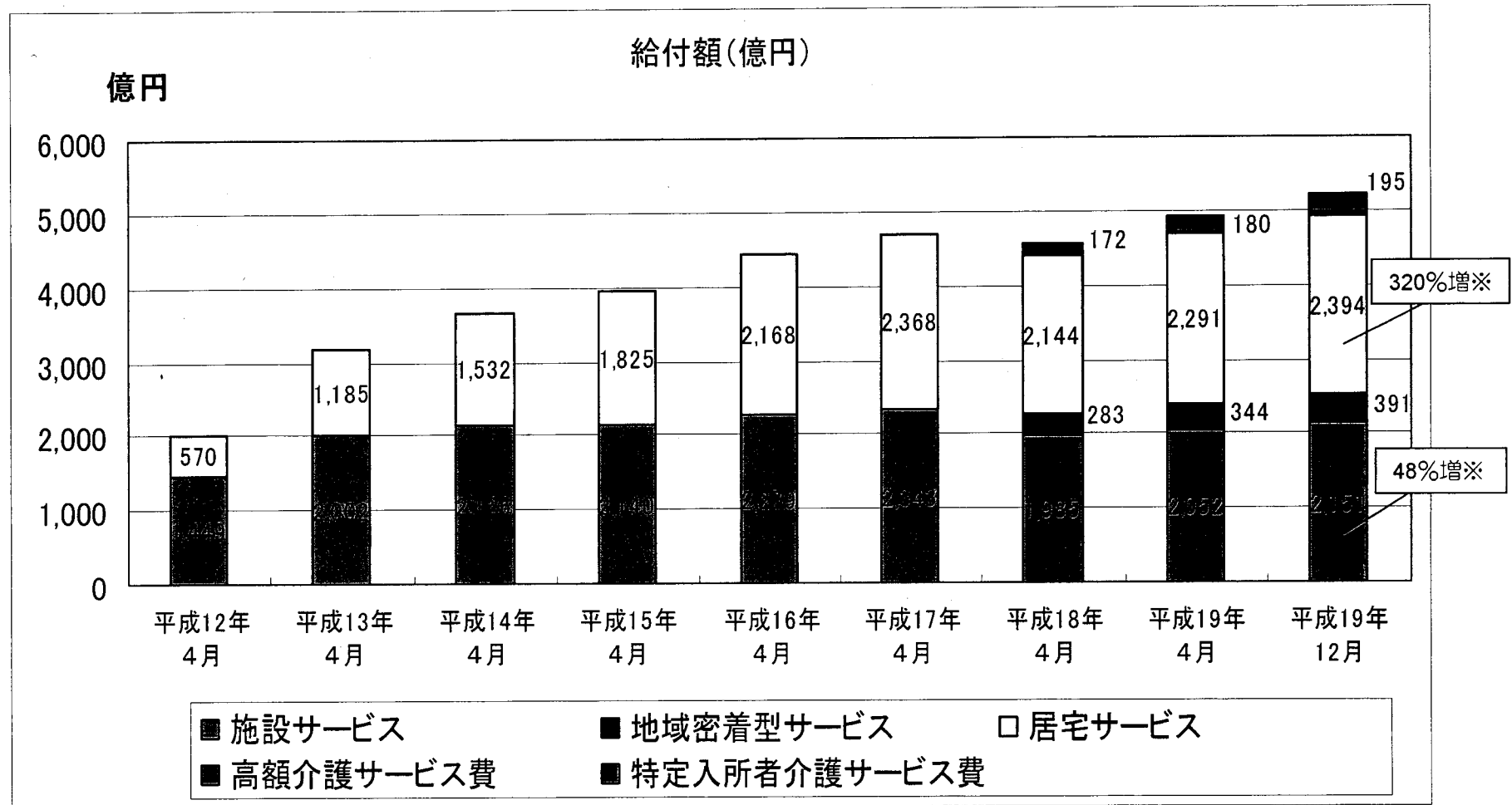
○ 利用者数は、制度発足時の約2.5倍に増加しており、居宅サービスの伸びが大きい。



(※)平成12年4月からの伸び率。

(出典)介護保険事業状況報告

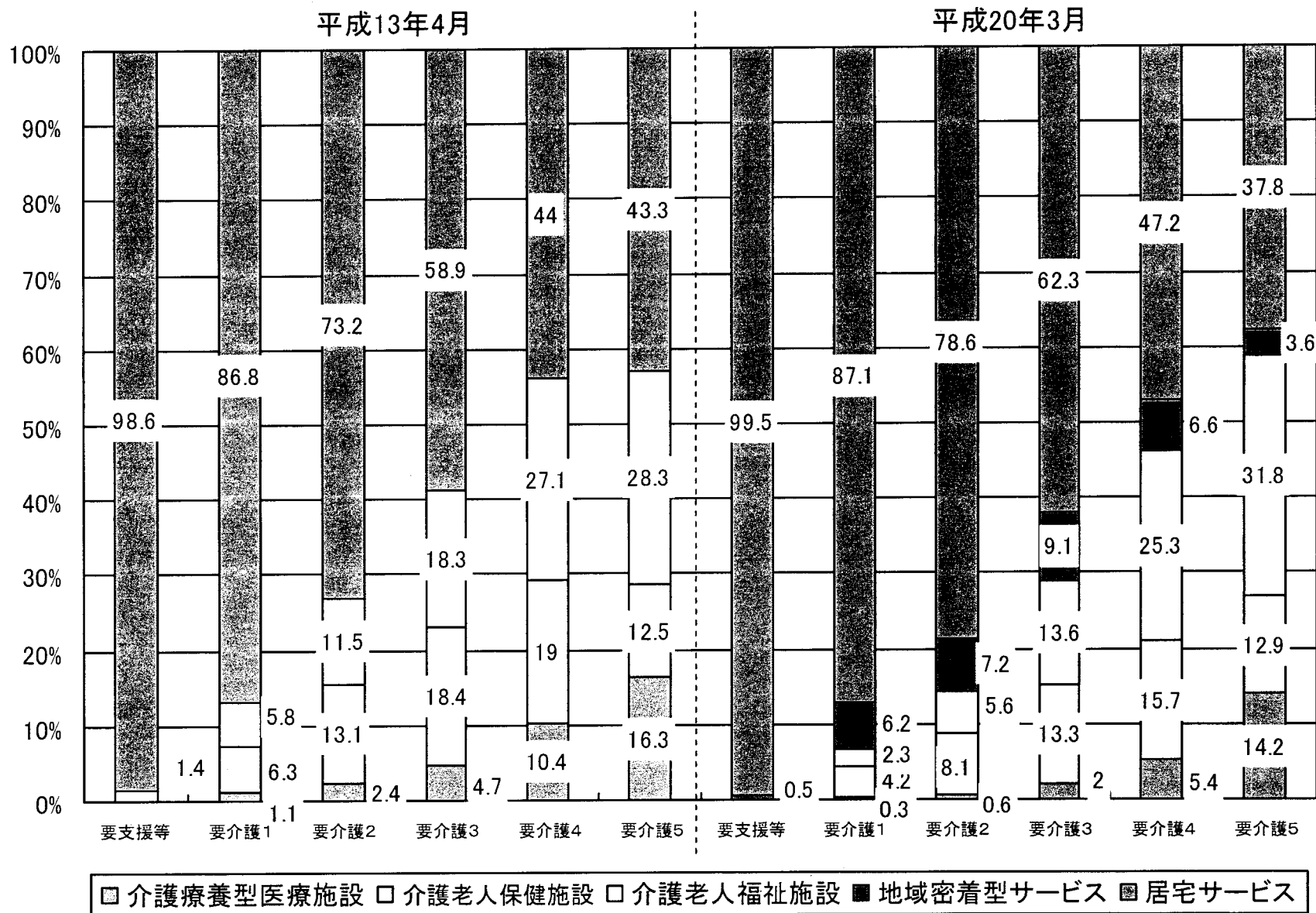
○ 1か月当たりの保険給付額は、年々増加し、発足時の約2.5倍に増加しており、居宅サービスの伸びが大きい。



(※)平成12年4月からの伸び率。

(出典)介護保険事業状況報告

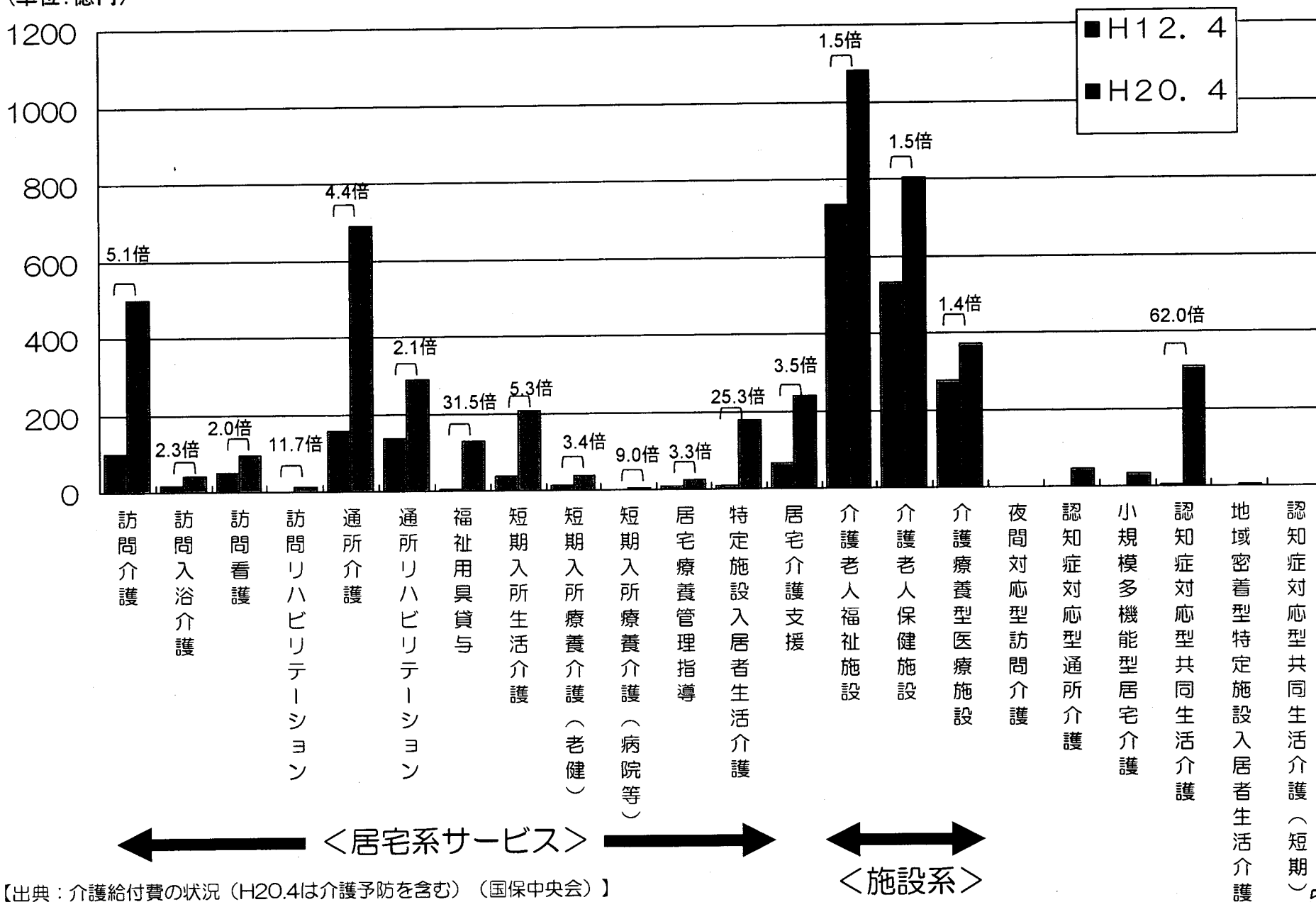
要介護度別サービス利用割合



(出典)介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

介護保険サービス別の保険給付額の伸び

(単位:億円)



【出典：介護給付費の状況（H20.4は介護予防を含む）（国保中央会）】

平成21年度介護報酬改定の視点（例）

※ 下線部は、第55回介護給付費分科会（10月3日開催）提出資料から追加した部分

○ 平成21年度介護報酬改定では、平成17年制度改正等についての検証・評価を行うとともに、高齢化が進展する中、介護保険の目的である「要介護状態となった高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」を可能とするため、例えば、次に掲げる視点（例）に基づき、検討を行うことが考えられる。

1 介護従事者の人材確保対策

- 介護従事者の給与水準や地域格差に関する問題、経営が苦しい小規模事業所に対する対応など、介護従事者の離職を防ぐための方策について検討を行う必要があるのではないか。
 - 地域格差や小規模事業所への対応のほかに、介護従事者の処遇改善に資する措置としてどのような対応が可能か（例えば、手厚い人員配置への評価や介護福祉士等の有資格者の多い事業所への評価など）。
 - 平成20年介護事業経営実態調査の結果、他のサービスと比較して特に収支差率が低かった居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護などについて、どのような対応が可能か。

2 高齢者が自宅や多様な住まいで療養・介護できる環境の整備（医療と介護の連携）

- 医療と介護の機能分化・連携に資する方策について検討を行う必要があるのではないか。
 - 医療と介護の機能分化・連携を推進するため、また、医療系サービスについて平成20年診療報酬改定との整合性を確保するため、どのような点に留意すべきか。

3 認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対策の推進

- 「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告を受け、介護保険サービスについて認知症に対するケアの充実のための検討を行う必要があるのではないか。

4 平成18年介護報酬改定で新たに導入されたサービスの検証

- 平成18年度に新たに導入されたサービス(新予防給付、地域密着型サービス)について、実施状況、効果等を踏まえ、必要に応じ見直しについて検討を行う必要があるのではないか。

5 サービスの質の確保、効率化等

- 事務作業の時間を減らしサービスを効果的かつ効率的に提供するため、要件・基準等の見直し、事務負担の軽減(書類の簡素化など)等について検討を行う必要があるのではないか。
→ 例えば、訪問介護におけるサービス提供責任者に対する評価のあり方について検討するとともに、質の高い介護サービスを提供する事業所を評価する特定事業所加算、介護予防通所サービスについて利用者の要介護状態の維持・改善を評価する事業所評価加算について、算定状況、効果等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する必要があるのではないか。